

## 第4節 河川

### (1)アメリカ

#### I 整備状況

##### ○制度

種別	整備主体	費用負担
治水 大河川(大流域河川) 航行可能(Navigable)河川 西部17州 テネシー川 中小河川(小流域河川)	連邦(陸軍工兵隊) 連邦(内務省開拓局)* T V A * 連邦(農務省土壤保全局)*	連邦、州、 市町村
水資源開発 大河川(大流域河川) 航行可能(Navigable)河川 西部17州 テネシー川 中小河川(小流域河川)	連邦(陸軍工兵隊) 連邦(内務省開拓局) T V A 連邦(農務省土壤保全局)	連邦、州、 市町村

\*洪水防御事業を行う際には、工兵隊の許可が必要とされている。また、小流域河川とは流域が約1,000平米以下の河川をいう。

(出所：建設省土木研究所都市河川研究室「アメリカの治水戦略」、1994)

##### ○整備水準(1979)

本川整備率70% (ミシシッピー川：治水計画規模1/500)

(出所：平成6年版「建設白書」)

#### II 連邦、州、市町村の役割分担

アメリカにおいては、本来、洪水被害の軽減は、州、市町村又は個人の責務であるとされていたが、頻発する水害と地域経済の疲労を背景として、20世紀初頭より、連邦が、全米の河川を対象に、ダム・放水路などを含む総合的洪水防御を推進することとなった。したがって、洪水防御施策については、連邦の役割が大きい。しかしながら、1970年代以降、徐々に、洪水防御関連のプロジェクトに係る計画権限や責任が州や市町村に移行されつつ

ある。これは、1970年国家環境政策法の制定以来、大規模構造物を建設することが困難となっていることも関係している（現在計画されているダム事業の多くが州や市町村による小規模ダムである。）。

治水事業に係る費用負担については、歴史的な変遷はあるものの、連邦の負担を減らす傾向にある。連邦は、ダム、貯水池等の大規模プロジェクトについて重点的に費用負担を行い、他の事業については州及び市町村の負担割合を大きくするという形となっている。建設事業の場合、連邦の負担割合は最高70%となっており、また、用地費、維持管理費等についても、州及び市町村は費用負担することとなっている。なお、堤防の維持・管理は、Local Interests、Local Levee District、Drainage Districtが行っている。

（出所：建設省土木研究所都市河川研究室「アメリカの治水戦略」、1994）

(2)イギリス

1 整備状況

○制度

種別	整備主体	費用負担
治水 主要河川	国（全国河川庁）	国（農漁食糧省、ウェールズ省）、 県、市町村 国、県、市町村
中小河川	市町村 （場合により県）	
水資源開発 環境保全	国（全国河川庁）	国（環境省）

（出所：HMSO, "The Government's Expenditure Plans 1990-91 to 1991-92;"  
Department of the Environment, "Annual Report 1991"）

○財政状況(1990)（単位：百万ポンド）

費目	支出	収入	費目	支出	収入
水資源	62.1	63.5	恩給費	9.5	-
水質規制	55.6	3.6	組織改編費	7.7	-
漁業	16.1	6.6	補助金(環境省)	-	93.3
レクリエーション・アメニティ	3.3	0.5	環境省関連合計	167.5	167.5
舟運	7.0	-			
行政経費	6.2	-	治水*	180.8	183.8

\* 治水費は、県・市町村の負担金と国（農漁食糧省及びウェールズ省）からの補助金で支弁される。

（出所：HMSO, "The Government's Expenditure Plans 1990-91 to 1991-92"）

○整備水準(1983)

完成（テムズ川：治水計画規模1/1,000）

（出所：平成6年版「建設白書」）

## II 国、県、市町村の役割分担

イングランド及びウェールズにおいては、1989年水法により、上下水道事業の民営化が行われたが、その際、民営化になじまない治水、水利使用許可、環境保全等を担当する部局として、水管理公社に代わり全国河川庁 (National Rivers Authority; NRA) が設立された。NRAは、治水、水資源管理、水質管理、漁業の維持、レクリエーション、水環境の保全及び舟運を所管している。

このうち、治水については、イングランドにあつては農漁食糧省が、ウェールズにあつてはウェールズ省が、その行政責任を有しており、両省のプログラムに従って、治水について補助金をNRAに交付している。このほか、県及び市町村に対して負担金が賦課される。

なお、主要河川以外の中小河川の治水については、市町村 (及びロンドン特別区) が第一義的な責任を負っており、必要な治水工事 (及び高潮対策工事) を行っている (土地排水法; Land Drainage Act 1991、海岸保護法; Coast Protection Act 1949)。また、市町村の要請に基づき又は市町村への事前通知の後、県が代行する場合もある。国からは、補助金が交付される。工事によっては、NRAの同意や環境団体からの意見聴取が必要とされている。

このほか、今日では、水路網を、貨物輸送路としてだけではなく、歴史的遺産や用排水機能を備えたレジャー資源として、また、都市部ではインナーシティの再生の触媒としてとらえるのが一般的になってきており、英国水路委員会 (British Waterways Board) が、民間セクターの投資を最大限引出しつつ、水路の維持・管理 (英国で2,000マイル) と、流域・埠頭の共同開発、都市部の水路の再生等のプロジェクトの実施を行っている。

(出所: DoE, "annual report 1994";

NRA, "Annual Report & Accounts 1992/93";

DoE, "The Functions of Local Authorities in England," 1992)

### (3) フランス

#### I 整備状況

##### ○ 制度

種別	整備主体	費用負担
治水	県、市町村、それらの連合体（市町村事務組合等）、混成事務組合*	国、県、市町村、河岸所有者
水資源開発 環境保全	県、市町村、それらの連合体（市町村事務組合等）、混成事務組合*	国、県、市町村

\*混成事務組合とは、州、県、市町村及びその他の公法人からなる公施設法人（財政自主権を有し特定の公役務を業務とする公法上の法人）である。

（出所：（財）国土開発技術研究センター「国際水管理セミナー報告書」、1992）

##### ○ 整備水準(1988)

完成（セーヌ川：治水計画規模1/100）

（出所：平成6年版「建設白書」）

#### II 国、州、県、市町村の役割分担

治水、水資源開発、環境保全等水管理を実際に担当しているのは、県、市町村、市町村事務組合、混成事務組合等であるが、水管理の基本計画（SDAGE；水管理・開発基本計画）の策定を行っているのは、流域委員会（comité de bassin）である。

流域委員会は、地域、水使用者、行政機関の3者の代表者から構成され、執行機関である水管理庁（agence de l'eau）の事業計画の策定や取水賦課金と排水賦課金の額の決定を行っている。

水管理庁は、流域委員会の執行機関であり、環境省の監督を受けながら、取水賦課金や排水賦課金の徴収等を行う一方、下水道事業、導水事業、地下水保全事業等の事業を行う県、市町村や企業に対し、財政的援助と技術的助成を行っている。

（出所：（財）国土開発技術研究センター「国際水管理セミナー報告書」、1992）

#### (4)ドイツ

##### I 整備状況

###### ○制度

種別	整備主体	費用負担
治水、水資源開発 連邦水路 その他の河川	連邦 州、郡、市町村 水組合	連邦 州、郡、市町村 水組合

\*連邦水路は、連邦の交通網の一部をなすもので、総延長は7,300kmである。このうち約4分の3が河川であり、残りの約4分の1が運河である。建築資材、鉱物、石炭、重金属等の輸送に使用されており、ライン河が交通量が最も大きい。

水組合は、治水、利水、下水処理等を業務目的とした組合で、関係市町村、排水者（企業等）等から構成され、州の監督を受ける。

（出所：ドイツ連邦環境省，"Water Resources Management in Germany," 1992；三木健治「公共空間論」、1992）

##### II 連邦、州、郡、市町村の役割分担

連邦（環境省）は水資源管理（洪水防御、舟運等を含む。）についての基本的な法的枠組みを決定する権限を有するが（連邦水管理法）、具体的な細目については州が各々の州法において定めており、水資源管理を実際に担当しているのは州、郡及び市町村である。連邦は、調査研究やデータの収集のほか、州に対して技術的協力を行っている。連邦水路については例外で、連邦（連邦交通省）がその整備・維持管理を担当している（連邦水路法）。ただし、連邦水路の増設及び新設は、連邦の高権的任務に属するものであるが、個々の場合において第三者に委託することができる。連邦水路の例としては、ドナウ河、ライン河、エルベ川、ザール川等がある。このほか、連邦レベルでは、連邦食糧農林省が、非都市部において、洪水防御等の水資源管理や北海及びバルト海の海岸管理を所管している。また、国際河川については、関係国によりライン河汚染防止国際委員会、ドナウ河保全国際委員会等の委員会が設けられ、一体的な流域管理が図られている。

大部分の州においては、水資源管理に係る行政体制は三層となっている。具体的な業務分担は州により様々である。一般的には、州の水資源担当部局（通常、州環境省）が水管理行政の統括と水管理基本計画の策定等重要な事務を、郡が地域（流域）水資源管理計画や水法に基づく重要な事務を、市町村が水質及び排水の監視等を、それぞれ担当している。

（出所：ドイツ連邦環境省，"Water Resources Management in Germany," 1992）